

## 令和5年度第1回庄内町固定資産評価審査委員会調書

日 時 令和5年7月4日（火）午後1時30分から午後2時30分まで  
場 所 庄内町役場B棟2階 入札室  
出席者 固定資産評価審査委員会委員長 富樫 俊  
固定資産評価審査委員会委員 松浦 一字  
固定資産評価審査委員会委員 齋藤 信哉  
固定資産評価審査委員会書記 佐藤 美枝  
説明員 税務町民課主査兼資産税係長 高梨 美穂  
事務局 総務課主査兼文書法制係長 樋渡 真紀  
総務課文書法制係主任 土田 春奈  
総務課文書法制係主任 佐藤 佑太

### 1 開 会

富樫委員が委員長に再任された  
松浦委員が職務代理者に再任された。

### 2 委員長挨拶

委員長：事務局から先ほど話があった通り現委員の任期は令和5年8月16日までとなっている。私と松浦委員は平成26年から9年間委員を務めてきたが、今任期で退任させていただくこととなる。齋藤委員は継続されるとのことで引き続きよろしくお願ひしたい。今回の会議はおそらく任期中最後の会議となると思われる。先日発表された国税庁の最新の路線価では大都市以外は地価が上がっていない状況のようだ。本町において、これまで幸いにも固定資産税に関するトラブル等がなかったことについては、日頃から担当課で丁寧な住民対応をしていただいていることによる。まず、そのことについて感謝申し上げる。残り少ない任期ではあるが、よろしくお願ひしたい。

### 3 報 告

書 記：今年度については審査申出案件がこれまで出されていないため報告のみとなる。  
最初に説明員より固定資産税の状況報告を行う。

説明員：（高梨説明員が資料に添って(1)～(6)まで説明）

委員長：去年度よりは固定資産税の全体的な額は減っているようだが。

説明員：その通り。これについては昨年運転開始された12基の風車の減価償却が大きく影響している。これらの風車については昨年度から課税されたわけだが、令和4、5、6年度の3ヶ年度は地方税法の附則による課税標準額の2/3特例が適用

となっており、来年度も税額は下がることになる。令和7年度からは100%の課税標準額となるため、令和4年度の当初くらいまでは税収が戻る事となる。

書記：町の風車については今期の田んぼの収穫が終わり次第、撤去作業を開始する予定であり、最終的には田んぼに戻すようだ。

松浦委員：町の風車というのは、荒鍋の風車のことか。

書記：そのとおり。

松浦委員：昨年オイル漏れがあったと聞いた。再建しないということは採算が合わないということか。

委員長：修理費がかさむため維持が難しいのでは。風車市場があるのに、風車がなくなるのはどうなのかというところもある。

書記：採算、修理費もそうだが、風車については町としての取り組みは当初の目的を達したものと考えている。民間の風車については引き続き運転される。

松浦委員：鶴岡市の大山公園付近で風車誘致の話があり反対運動が起こっているようだ。風車は環境面で懸念点が多いのも事実。

書記：遊佐の洋上風力についても反対の声を聞く。

委員長：どの場所でも反対意見は出るものだ。

書記：民間の12基の風車については売電収入から毎年1200万円の寄付を町にいただき、その寄付については地域振興に充てられることになっている。

書記：宅地造成について、アピアの跡地32区画、常万の10区画については今後さらに話が進んでいくと思われる。アピアの跡地については上朝丸自治会との関係を調整しているようだ。

委員長：上朝丸は世帯数が多いので調整が大変だろう。

書記：今後、関係課と自治会で協議を進めていく。

書記：続いて(7)その他だが、固定資産税に係る問い合わせ、課税誤りについて説明をお願いします。

説明員：(高梨説明員が資料に添って説明した。)

委員長：土地・建物を持っている人は、建物を壊すと土地の税金が上がるという認識が強いため、家屋がつぶれるまで放置することにつながる。

説明員：空き家については家屋敷課税ということで、住民税係で毎年一回調査を行っており、町外に住所を有する方が所有する空き家について、人が住める状態のものについては住民税課税としている。建物を壊すと家屋の税金は無くなるが土地の税金が高くなるという点については、個別の案件によるが、差し引きで税金が安くなる方、あまり変わらない方もいるのが実際のところだが、そもそも建物自体の解体費用がかかってしまうのでなんとも言えない。

委員長：相続放棄という話はよく聞く。それにより荒れ放題の空き家も多い。

- 松浦委員：自分の集落でも空き家が増えて、獣の住処になったり環境面での問題もある。
- 委員長：どこの集落でも同様の状況。相続放棄したからその後の空き家の管理については関係ないということ話す人が多い。放置しても何も罰金もないため、家屋の取り壊しにつながらないということもある。
- 書記：町でも空き家解体に関する補助金を用意しているが根本的な解決は遠い状況。
- 齋藤委員：相続放棄となった場合、固定資産税はどのような取り扱いとなっているのか。
- 説明員：税金は発生するので今回の資料の実績にも計上している。新しい納税義務者が判明するまでは公示送達としているが、納税義務者が現れない場合には最終的に不納欠損となるケースもある。
- 委員長：建物を取り壊して更地になっても引き取り手がいない状況。親の家があっても、別に家を新築する子供が増えていることも影響している。

#### 4 協議

- 委員長：次に協議に入るが、庄内町固定資産評価審査委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規程について事務局から説明をお願いします。
- 事務局：(事務局が資料に添って説明)
- 委員長：この件について何か意見等あるか。
- 委員：特になし。
- 委員長：庄内町固定資産評価審査委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規程については了承します。
- 委員長：次に庄内町固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程について事務局から説明をお願いします。
- 事務局：(事務局が資料に添って説明)
- 委員長：この件について何か意見等あるか。
- 委員：特になし。
- 委員長：庄内町固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程については了承します。

#### 5 その他

- 書記：続いて5その他について説明をお願いします。
- 事務局：特になし。
- 書記：委員の皆さんから何かあれば発言をお願いします。
- 松浦委員：平成26年から3期9年間お世話になりました。担当課の丁寧な住民対応のおかげで申立ては一件も無かった。感謝申し上げます。

齋藤委員：私は現任期が初めての固定資産評価審査会委員ということで、わからない部分も多かったが、頼もしい先輩方から御指導いただき3年間勤められたこと、感謝申し上げます。

## 5 閉 会

書 記：これにて、令和5年度第1回固定資産評価審査委員会を閉会とする。